

◆地域の緑化活動事業について◆

緑の募金および地域の緑化活動につきまして、多大なるご協力、ありがとうございます。

◆全体スケジュール

日程	手続	説明
3月下旬	各区団体案内通知 (この文書)	役場から各区、団体へ緑化活動計画書、交付申請書、収支予算書の提出について、案内文をお送りいたします。
～6月上旬	緑化活動計画書 提出期限 町から本部へ各区 の計画を取りまと めた申請書を送付	各区で希望される緑化活動について、計画書、交付申請書等を役場までご提出ください。(期限までにいただけなかった場合、希望がないものとして処理させていただきます。)
7月下旬	本部から湯梨浜町 への割当額の内示 通知。これを受けて 各区・団体に交付決 定額を連絡	湯梨浜町への還元額は、町で集まった募金総額の約6割を上限として本部から決定されます。各区、団体に交付決定額の通知をさせていただきます。通知後に活動にとりかかってください。
7月下旬	各区に完了報告書 の作成の案内	交付決定額の通知と一緒に、作業完了後に提出いただく報告書などの様式をお送りいたします。
6～11月末	各区で緑化活動実 施	完了報告にあたり写真添付が必要ですので、 ・活動前（作業前風景）1枚 ・活動中（作業中）1枚 ・完了（全体写）1枚 それぞれ撮影をお願いします（最低でも作業中、完了写真は必要です）。また交付金の請求に必要なため、領収書（レシート）は確実に保管してください。 ※実績報告書に花の樹種と本数の記入をお願いします。 ※交付金額を全額使われなかったり、事業を中止される場合は、事前に緑の募金事業中止届(減額届)が必要となりますので、ご連絡いただきますようよろしくお願いします。
～12月1日	随時、報告書を受け 取り	作業終了後、完了報告書と請求書を各1部、役場までご提出ください。報告書提出後、2週間以内で現金、振込での交付となります。

○注意事項

・事業は11月末までに完了したもの（書類の提出は12月1日締切）が対象となりますので、ご注意ください。

・事前着手（例えば、春植えの樹木にする等）も認められておりますが、**事前に本部の承認が必要**ですので、着手前に必ずご相談ください。**（交付決定前の活動は、交付金の対象となりません。十分にご注意ください。）**

◆緑化活動で交付金の対象と認められるもの◆

・苗木、種子、球根代

原則として全て対象ですが、例外として以下のものは対象になりません。

- ① 高価なもの（目安として、苗木1本の単価が10,000円を超えるようなもの）
- ② 個人への配布用として購入した苗木、球根、種子等

・資材

土、肥料、（鉢などの底に敷く）砂利、プランター、苗木固定用のロープ、杭、添え木等といったものが該当します。ただし草押さえに使う碎石、抑制シートなど、緑化になじまないものや個人に配布するものは対象となりません。

・作業用具

スコップ、移植ゴテ、ジョウロ、散水ホースなど、緑化作業に使われるものは対象になりますが、剪定バサミや刈り払い機など、緑化にそぐわないものは対象外ですのでご注意ください。また高価なもの（目安として10,000円以上）も対象外です。

・普及啓発費

緑化事業の一環としてポスター、チラシ、看板、のぼり等の作成経費、地区が緑化イベントを実施するための経費を対象とすることができます。ただし、そのイベント中に緑化行為（プランターづくり、公民館の植栽の植え替え等）も合わせて実施することが条件です。

◆対象と認められないもの◆

以下のものは交付金の対象経費になりません。お支払いする交付金から減額されますので、ご注意ください。

・人件費に相当するもの

活動に参加した方への日当などは、事業の対象にすることができません。

・食料費に相当するもの

参加者へのお茶・ジュース代、活動が1日にわたったことによる弁当代、お茶菓子代など、全て対象外です。

◆事業上限額◆

町民のみなさまの善意による「緑の募金」を、できるだけ多くの地区・団体・各学校、幼稚園、保育園など公共施設の緑化活動に還元させていただくため、緑化交付金は**1団体あたり最大40,000円程度を上限**としております。また、交付額は1,000円単位（端数切捨て）となっておりますので、あらかじめご了承ください。1000円単位の端数は自己負担となります。